に修正し、

施行期日を「平成23年4月遡及」から「平成24年2月以降」

改めて上程された町職員の給与改正条例が賛成

らは、

すべて可決されました。

する条例など条例の制定が2件、 多数で可決されました。その他、

契約の変更が1件、

これ

町長等の給与の特例に関

平成24年1月27日、

平成24年第1回臨時議会が開かれ

修正上程

職員の給与改正条例を可決

3議員が活発に討論

少数で否決となりました。 議しました。活発な質疑と討論の後、 を平成23年4月に遡り平均で0・ の多古町職員の給与に関する条例の一部改正案を審 平成23年11月29日に臨時議会を開き、 23%下げる町提出 採決し、 職員の給与

議員が賛成討論を行いました。 椎名義光議員、所一重議員が反対討論、 土井秀敏

反対 6 のでした。この条例の一部改正は、討論を経て、賛成5・ と期末手当の全体では年間約218万円の減額となるも 年間2万円から3万円の減額となる見込みで、 以上の職員が対象になり、 解消するため23年4月の給与に遡って減額を促すもので の月例給において、 国の人事院と県の人事委員会の勧告は、平成23年4月 この勧告にかんがみ、多古町職員の給与について平 職員の給与が民間給与を上回っており、その較差を (欠席2) の賛成少数により否決されました。 23%の減額案が提案されました。 職員給与と民間給与を比較したとこ 改定後の試算では1 おおむね40歳 職員給与 人あたり



朝礼で町長からの話を聞く職員

別の次元で考えるべ

町長給与については

3







反対討論

一重議員

神崎町長は28%を減額し続け 香取郡内東庄町長は20%、 香取市長に至っては

た。 震災後50%を減額していまし

ません。

容の議案には到底納得ができ

ていません。東庄、神崎はもしかし、菅澤町長は減額し しかし、

員に影響が出ています。年なっていますが、57%の職では引き下げはしないと りか、地域経済にプラスの職員の生活を苦しめるばかいと考えます。引き下げは なっていますが、57%では引き下げはしな 12月の期末手当で行うとい実施されます。その調整を 間の影響額は21 効果は全くないものです。 下げですが、 の給料表の改定による引き務省談話に基づいた町職員 千葉県人事委員会勧告、本案は、10月27日提出 いうことで、 今回は、 "隗より始めよ 地域経済にプラスの9生活を苦しめるばか 事委員会勧告、総 10月27日提出の おおむね40歳ま 4月に遡って すべきではな -8万円と 国家公務

響が出ています

また、

いざというときに、

うことが東日本大震災など頼れるのは地方公務員とい

でも明らかになっています

るべきではありません。

にも、職員給与の削減はやいい仕事をしてもらうため

員です

頼れるのは地方公務

ざというときに、

員に対する人事院の給与勧告 身の給与削減案を上程すべき ある町長にあえて苦言を呈し を削減する本議案の提案者で という法的拘束力が乏しい理 町職員だけの給与 千葉県内の大 町長ご自 茂原市、 食を強いらせるとも思える内 いる、 長 屯 光町 ている栄町、 は削減せず、 続いております。 た大網白里町、 を超え市制移行の準備に入っ ちろんのこと、 匝瑳市、富里市、白井市、 町長の給与額を上回って 異常とも思える状態が さらには銚子市、 いすみ市等々の各市 酒々井町、 職員には粗衣粗 2万人を超え 人口が5万人 自分の給与

横芝

旭

まずは、

由のみで、

対をいたします。 よって、 私は、 本議案に反

所 多数の首長に倣い、

隗より始めよ』 のが得策、という故事成語※言い出した当人から始める



賛成討論 土井秀敏議員

与とはまた別の次元で考える されましたが、 中で、町長給与について言及 げについてです。反対討論の 告に基づく職員給与の引き下 賛成の立場で討論を致しま 今回の議案は、

うことは真摯に受け止め、今べし、という意見があるとい がら町長給与も同時に減額す 会の審議を経て決定されてい くものと思います。 特別職の給与は、報酬審議 しかしな

べきと思われます これは職員給 人事院勧

後の対応に当たっていただき

に瀕しています。 日間は、皆様周知のとおり非常に厳しい状況 人事院の勧告は、たいと思います。 較差を調整すべく行われま 在の水準まで給与を上げてき す。過去この勧告をもとに現 民間との

は、当然遵守して然るべすべく行われた人事院 討論といたします のと考え、賛成の立場から のです。民間との較差を是正 は給与の引き下げを勧告した この現状を踏まえ、 して然るべき 人事院 勧告 ŧ

町長給与 25年度末まで10%を減額

員で可決されました。 副町長5%、 する条例(国、 成26年3月まで、 用除外)が提案され、 された副町長等については適 の給与を平成24年2月から平 した。これをうけて、町長等 諮問案どおり答申がなされま 審議会(出席7人)が開かれ、 月17日に町特別職報酬等 教育長3%減額 県等から派遣 町長10%、 賛成全

の給与条例の一部改正は、昨で0・23%引き下げる町職員 また、 一般職の給与を平均

また、 平成25年度から改正し、 興や防災対策のための財源を 成10、反対3)で可決されま 月からに修正し、 年11月の臨時議会の否決をう 額500円引き上げる特例。 間)個人町民税の均等割を年 確保するため、 した。 されたもので、 その他、 施行期日を平成24年2 地方たばこ税の税率を (詳細は12ページ参照) (平成26年から10年 東日本大震災の復 賛成多数(賛 臨時の措置 改めて提出

> 賛成全員で可決しました。 更する契約変更について 処置を土壌硬度に対応する 移譲するための税条例の改正 ばこ税の一部を町たばこ税に 植生マット貼り付けに変 切土後の土手の崩落防 町道飯笹・西古内線工事

町長等の給与特例条例を可決

特別職報酬等審議会

される長の附属機関 意見を長に答申するため設置 特別職の給料額等についての 長の諮問 (要請) に応じ、

反対討論

椎名義光議員

は

居手当の廃止などもあり、給割合を引き下げ、また住

また住

相当な給与の減額という影

平成22年度に期末手当の支 てくることは明らかです 費の動向に非常に影響が出

与の返却とも言えます。消うことですので、これは給